

東成区公告第325号
令和8年9月30日

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いましたが、所在不明のため送達不能となりましたので、
高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、東成区役所窓口サービス課
に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考	氏 名	備 考
高見 昭雄			

令和8年9月30日

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いましたが、所在不明のため送達不能となりましたので、
高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、東成区役所窓口サービス課
に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考	氏 名	備 考
高見 昭雄			
石倉 信徳			
則末 恵子			
木村 充湧			
豊田 実			

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いましたが、所在不明のため送達不能となりましたので、
高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、東成区役所窓口サービス課
に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考	氏 名	備 考
小倉 和子			
片岡 キヨノ			
松木 康子			
南畑 清			

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いましたが、所在不明のため送達不能となりましたので、
高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、東成区役所窓口サービス課
に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考	氏 名	備 考
松木 康子			
後藤 美代子			
岩田 芳一			